

令和3年度 第1回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和3年8月19日(木)午後1時30分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1号委員 小此鬼委員
4. 報告事項
 - ① 令和2年度見附市国民健康保険特別会計決算について
 - ② 令和2年度見附市国民健康保険事業 業務報告について
 - ③ 国保事業における新型コロナウイルス感染症に関する取組みについて
5. 出席者
 - 1号委員 河村委員、小此鬼委員、岩渕委員、寺尾委員
 - 2号委員 山谷委員、井口委員、大原委員、山田委員
 - 3号委員 田隈委員、岡村委員、大原委員、高橋委員
 - 見附市 池山課長、田伏課長補佐、井口係長、野崎係長、小林主査
6. 欠席者 田中委員(4号委員)、石塚委員(4号委員)、小柳委員(4号委員)
7. 散会時間 午後2時30分
8. 会議概要 以下のとおり

| | |
|------|---|
| 岡村会長 | 只今より、令和3年度第1回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。 |
| 池山課長 | 健康福祉課長の池山でございます。本日はお忙しい中、令和3年度第1回見附市国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。 現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症についてですが、緊急事態宣言発令地域が拡大並びに期間が延長され、新潟県を含む40都道府県が災害レベルとも言える爆発的感染拡大の状況にあり、見附市におきましても感染者数が85人となっています。この局面を打開する有効な手立ての一つがワクチン接種だと考えておりますが、見附市におきましては地元医師会をはじめ関係機関、関係者の皆様の全面的なご協力をいただき8月17日現在65歳以上の高齢者の方の91.2%が2回の接種を完了しています。満12歳から64歳の方につきましても42.6%が1回目の接種を終えております。おおむね10月末には全市民の75%を超える方の接種が完了できるのではないかと考えております。課題としては、30歳代以下の若 |

| | |
|------|--|
| | <p>い世代の予約率が低いということが挙げられます。新しいワクチンへの不安、副反応への心配などから様子見をされているのではないかと考えておりますが、接種のメリット、デメリットを踏まえた上で、積極的にご検討いただけるように周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。1日も早く安全、安心な日々が取り戻せるよう市民の皆様の協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>さて、本日の議題ですが、次第にもございますように報告事項が3点ございます。1点目として9月3日から見附市議会9月定例会が開会いたしますが、そこに議案として令和2年度国民健康保険特別会計決算の認定を上程させていただく事になっておりますので事前に委員の皆様にご説明させていただきます。2点目は、昨年度の国保事業の事業報告についてです。3点目には新型コロナウイルス感染症に係る取り組みとして、国民健康保険税の減免措置、傷病手当金の支給制度について、ご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| 岡村会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します</p> |
| 岡村会長 | <p>それでは、ここで会議成立のご報告をいたします。</p> <p>本日の会議は、都合により4号委員の田中委員、石塚委員、小柳委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員15名中、12名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>会議録署名委員には、1号委員の小此鬼委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 岡村会長 | <p>それでは次第3の「報告事項」にはいります。</p> <p>「①令和元年度見附市国民健康保険特別会計決算について」事務局に説明を求めます。</p> |
| 井口係長 | <p>お疲れ様です。健康福祉課国保医療係係長の井口です。</p> <p>例年通り第1回国保運営協議会では前年度の決算、事業報告をさせていただきます。</p> <p>まず報告事項①『令和2年度見附市国民健康保険事業特別会計決算』について説明いたします。『資料1』をご覧ください。</p> <p>決算については最初に収支を説明し、続いて歳出、歳入の順に説明いた</p> |

します。説明に当たっては各項の左側に「説明用」とある番号を用いて説明します。

まず、右側の 53 番「形式収支」をご覧ください。130,655,172 円とありますが、これは 29 番歳入合計から 52 番歳出合計を引いたもので純粋な「歳入－歳出」で収支均衡を見るものです。この金額が令和 3 年度会計の歳入に繰越金として入る形になります。収支の考え方として形式収支の他に「実質収支」「単年度経常収支」「単年度実質収支」というものもあります。それぞれの説明については点線囲みの中に記載してございます。

54 番「実質収支」は 124,070,348 円です。先ほどの形式収支の中には、歳入で県から交付金としてもらった中に、もらい過ぎで次年度に返還をする分も含まれています。その次年度に返還する額を差し引いたものが「実質収支」となります。ただし、もらい過ぎて返還する額は確定していませんので今の時点での見込み額になります。

55 番「単年度経常収支・単年度実質収支」ですが、法定外繰入のない見附市ではこの 2 つは同じ金額になります。単年度経常収支は前年度からの繰越金などを含まないで純粋にその年単年度での収支がどうだったか、というものです。54 番の実質収支から、歳入 27 番繰越金を引き、歳出の 50 番基金積立金を足し、51 番諸支出金のうち普通交付金等の過年度返還分を足したものが「単年度経常収支」となります。令和 2 年度の単年度経常収支・単年度実質収支は 52,751,794 円となります。

昨年 2 月の運協では、単年度で約 800 万円の黒字の見込み、という説明をしていました。しかし、実際には 5000 万円プラスという結果となりました。これは試算よりも国保税収入が多かった事と、保健事業費や葬祭費、出産育児一時金というところの支出が見込みよりも少なかったことによるものです。

令和元年度に基金に 5,000 万円積み立て、基金保有額が約 1 億 5,000 万円となっています。今年度、税率は据え置きましたが、来年度以降、税率の増が必要となった際は、基金等の活用も検討していきたいと思えます。

続いて個別の事項について説明します。

まず歳出からご説明いたします。資料右側をご覧ください。

『30 番 総務費』ですが、主に職員の人件費や事務費に充てる費用で、前年度比 1.8%の増となっています。人事異動等による人件費増加によるものです。

『31 番 保険給付費』は前年度から 1.2%の減となりました。国保被保険者数は年々減っていますのでこの額は減になっていくことが想定されます。

『37 番から 41 番の退職療養諸費』は退職者医療制度が平成 27 年 3 月に廃止され、そこから退職被保険者数が毎年減少している為大きく減少しています。令和 2 年度では退職被保険者数は 0 人になっています。

『45 番傷病手当金』は資料 3 でも説明しますが、新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより就労することができなくなった人に手当金を支給するものです。令和 2 年度は 1 件、28,091 円を支給しています。

『46 番 国保事業納付金』は県から提示される納付金額で、各市町村の人数、所得、医療費指数などにより県が額を決定するものです。保険税収入や基盤安定繰入金などを財源にして支出します。4.2%減 837,570,625 円となっています。

『47 番 保健事業費』は、主に特定健診、特定保健指導に要する費用や人間ドック、脳ドックの受診料助成のための費用です。

『50 番基金積立金』は基金運用収益の 10,000 円を積み立てたものです。基金残高の推移については右上に「参考」と書かれた『国民健康保険事業財政調整基金残高の推移』をご覧ください。現在 1 億 5 千万円が基金に積みまれています。

『51 番 諸支出金』は先ほど収支のところで説明しましたように前年の普通交付金などをもらいすぎている額を返還した分などになります。

以上、歳出の合計は前年度比 3.3%減の 34 億 6912 万 3,593 円となりました。

続いて、歳入の説明に移ります。資料左側をご覧ください。

『1 番 国保税』は、令和 2 年度は税率据え置きました。被保険者数の減少により、総額としては前年度比で 3.3%減の 6 億 2235 万 2909 円となっています。

『16 番 国庫支出金』のうち『17番システム改修費等補助金』は、システム改修に伴う補助金になります。これは今年10月からマイナンバーカードを医療機関に提示すると保険証と同じように使えるようになる予定ですが、その為の市システムの改修経費を国が負担する分になります。

『18番災害臨時特例補助金』は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者を対象とした国保税減免分を国が負担するものが主なものになります。

『19番 県支出金』のうち20番普通交付金は歳出31番から41番の療養諸費、審査支払手数料を全額補う形で県からもらえる金額です。

『21番 保険者努力支援』は保健事業の取り組みや保険税の収納率など、様々な評価項目により採点されインセンティブにより点数に応じた交付金がもらえるものになっています。

『22番特別調整交付金』は国が示した取組みに対し支出した費用について国から補助ができるものであり、ここでの金額の主なものは国の示した保健事業のメニューに取り組んだ費用に対して補助がでているものです。令和2年度は保険者努力支援制度の事業費分という形になり、拡充されています。これに加えて、新型コロナウイルス関連のものもあり、昨年度より金額が大きく増加しています。

『25番基金繰入金』は国保会計が歳入不足の際に基金から国保会計に繰り入れるものです。予算には計上していましたが実際には繰り入れしなかったため0円になっています。

『26番 一般会計繰入金』は、安定した国保運営を図るため、人件費や事務に係る費用、また保険税軽減にともなう基盤安定繰入金などを市の一般会計から繰り入れるもので、前年度から2.6%の増となりました。

『27番 繰越金』は、令和元年度決算における形式収支額が令和2年度会計に繰り越されたものになります。

以上、歳入の合計は前年度比1.9%減の35億9977万8765円となりました。

令和2年度見附市国民健康保険事業特別会計決算についての説明は以

| | |
|------|--|
| | 上になります。 |
| 岡村会長 | ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。 |
| 河村委員 | 資料が難しく一般の人が聞いてもよくわからないと思います。決算での問題点や平成 30 年度以降県が運営主体になってから取り入れられた取り組みに対して評価されるインセンティブの制度等についてもわかるように資料に盛り込んでほしい。 コロナ禍にあって長岡市が国保税率を引き下げたと聞きました。見附市も繰越金を基金に繰り入れ将来の国保税率引き下げを検討すべきではないか。 |
| 井口係長 | 国保税率について、前年度決算の状況で翌年度上げ下げするものではなく、まずは安定した運営をしていくことが大事だと考えています。その上で将来的に引き下げを検討していけるように取り組んでいきたいと思えます。基金への繰り入れについては新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度になるか等の不確定要素が多いことから、今年度は繰り入れを行わず、税収の不足等には繰越金で対応することとしました。今後の決算の状況により基金への繰り入れを検討していきます。 |
| 河村委員 | 一般会計から多くの繰入があり腑に落ちない。 |
| 井口係長 | 一般会計繰入金については、職員の給与費を含んだ事務費や、国保税軽減をした際に国・県・市が負担する繰入金などでこの額になっています。法定外繰入などの、決まっている以上の繰入は行われていません。 |
| 河村委員 | 県内市町村の取り組み状況の順位が出ていると聞いています。見附市の順位なども教えてほしい。 |
| 井口係長 | 保険者努力支援制度のことかと思えます。令和 2 年度交付分につきましては、県内 20 市中 10 位、令和元年度交付分は 6 位となっています。こちらについても取り組みを強化していきたいと考えています。 |
| 岡村会長 | 他にご意見が無いようでしたら報告事項の①については終了しまして、報告事項の②に移ります。「②令和元年度見附市国民健康保険事業業務報告について」事務局に説明を求めます。 |
| 井口係長 | 続いて報告事項②令和 2 年度の国民健康保険事業・業務報告について説明いたします。『資料 2』をご覧ください。 『1 国保税の収納関係』についてです。(A) の調定額というのは税額を決定してみなさんに通知をした金額になります。(B) 収納額はそのうち年度中に実際に納めていただいた金額になります。差し引きされた「収入未済額」というのは俗に言う「滞納額」ということになります。「現年分」「滞納分」とありますが、現年分というのはその年度分の保険税ですので令和 |

2年度分の保険税のことです。滞納分というのはそれ以前の年度の未納額が繰り越された分です。令和2年度の収納率は、現年分が97.00%、滞納分が34.94%、全体で92.31%となりました。前年度との比較では、現年分は0.07ポイントの増、滞納分は2.08ポイントの増となり、全体では0.35ポイントの増加となりました。この収納率は県内20市中では現年度分が7位、滞納繰越分が1位という収納率になります。

『2 被保険者及び医療費の状況』についてですが、年度平均の国保世帯数、被保険者数は前年度と比較し51世帯の減、被保険者数では156人の減となっています。国保加入者は10年前には1万人ほどおられましたが、そこからずっと減少が続いています。続いて、裏面をご覧ください。医療費の状況ですが、表の右側、太線で囲んである「1人当り医療費」は「医療費」を年度平均の被保険者数で割ったものです。折れ線グラフをご覧ください。青い線が見附市です。平成30年度は国、県よりも低い額となっていました。令和元年度では急に増加し387,888円となり、前年度より2万4千円ほど増えています。この原因については昨年度の会議でも説明しましたが、70～74歳の被保険者数の増加、入院の増加が考えられました。令和2年度は少し減少し、387,475円となりましたが、昨年同様の傾向が引き続き見られます。

『3 国保ドックの受診実績』をご覧ください。

見附市国保では満30歳以上の被保険者を対象に費用額の7割を助成しています。人間ドックは、前年度から40人減少し169人が受診しました。脳ドックは6月頃に65歳の年齢の方を対象に受診勧奨を行ったことによりその年代の受診が増えましたが、前年度から23人減の46人が受診されました。国保ドック、脳ドックともに減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが要因として考えられると思います。

『4 特定健診・保健指導の受診率』についてです。

特定健診受診率の令和2年度分については12月にならないと確定値が出ない為、速報値になります。しかし概ね固まっているのでそう大きくは変わらない見込みです。それでいうと令和2年度は45.1%ということで、令和元年度にそれまでの減少から上昇に転じましたが、また減少することになります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため健診日程の変更等がありました。5月に前期分を行えず、11、12月に日程を確保しました。回数は令和元年度と同じでしたが、小学校区ごとの会場はすべて保健福祉センター、総合体育館、今町体育館で実施となり、完全予約制

| | |
|------|---|
| | <p>で1日あたり200人程度を上限にしたことが受診率に影響しました。</p> <p>これまでの受診率向上に向けた取組みとしては「未受診者への個別の受診勧奨案内」、「追加健診枠の拡大とそれに向けた受診勧奨案内や地区回覧の実施」、「がん検診も同日にうけられる「半日ミニドック」の拡充といったことを行い、その取組みが令和元年度の受診率上昇に現れたと思われます。</p> <p>特定保健指導の実施率は、平成28年度から徐々に上昇し平成30年度では46.5%でしたが、令和元年度は42.1%と減少しました。目標値としては健診も保健指導も令和5年度までに60%という目標がありますのでそれに向けて取組みを進めていきたいと思っております。</p> <p>報告2についての説明は以上になります。</p> |
| 岡村会長 | <p>ご質問等がなければ報告事項の②については終了しまして、報告事項の③に移ります。「③国保事業における新型コロナウイルス感染症に係る取組みについて」事務局に説明を求めます。</p> |
| 井口係長 | <p>資料3をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については見附市でもこれまでに80例以上の感染が確認されており、市民生活に大きな影響を及ぼしているところです。市でも様々な支援策を行っているところですが、国保関係で実施している支援策についてここで説明させていただきます。</p> <p>まず一つ目が国保税の減免です。減免対象世帯は</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を迫った世帯。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入の<u>減少率が10分の3以上</u>の世帯です。 <p>①は対象となれば全額免除になります。②の場合の減免額は『減免額の計算式』に書いてあるように「対象保険税額×減免割合」で計算されます。対象保険税額は$A \times B \div C$と書いてありますが、要するにコロナの影響で減少する所得が、その世帯の前年度所得合計のうちどれだけかを占めていたかの割合により算出されます。主たる生計維持者の前年度所得に応じ、表のとおり減免の割合が変わるようになります。</p> <p>国保税減免については、7月2日に全戸配布した国保健康だよりへの記事掲載や、7月15日の国保税本算定通知書に同封したチラシなどでお知</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>らせしたほか、市のホームページにも掲載しています。直近の申請状況を税務課に確認したところ、今のところ令和3年度分は5世帯から申請がなされているとの事です。減免した保険税額については国から4/10が補てんされる予定になっています。令和2年度の実績は、39件、7,156,600円となっています。</p> <p>つづきまして国保傷病手当金について説明します。裏面をごらんください。傷病手当金は新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われる症状によりお勤めする事ができなかった期間について支払うものです。この支払い根拠となる条例がありませんでしたので、令和2年4月21日付けで見附市国民健康保険条例を専決により一部改正しております。</p> <p>対象者はここに記載の3点すべてに該当する方です。①では「勤務先から給与支払いを受けている方」とありますので、自営業や農業などの方は対象外になります。②では新型コロナウイルスに感染した人の他、感染が疑われたる人も対象になります。この部分については提出書類のうち医療機関から提出してもらった申請書により確認することになります。③に労務に服する事ができなかった期間に給与の支払いを受けられなかった方とありますので、有給休暇などで休んだ場合は対象外です。</p> <p>支給する1日当たりの額は直近3ヶ月の給与収入から計算した1日当り平均額の2/3になり、労務できない期間のうち就労を予定していた日数分になります。最初の3日分は「待機期間」という扱いで支給対象外になるため4日目から起算します。適用期間は12月31日まで延長するとの通知がありましたので、延長されます。こちらは支給した手当額については国から全額補てんされる予定になっています。</p> <p>令和2年度1件の申請があり、支給しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 岡村会長 | ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。 |
| 岡村会長 | それでは本日用意された会議予定はこれで終了となりますが、「4 その他」として何かございますでしょうか。 |
| 井口係長 | ※その他 委員の改選について案内。議事とは関係無い事項のため、議事録記載は割愛します。 |
| 岡村会長 | <p>それでは以上を持ちまして会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終了：午後2時30分)</p> |

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名